

## 第 34 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 5 年 4 月 10 日（金）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- |            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 安達 英二  | 2 番 後藤 操   | 3 番 岩本 孝之  | 4 番 友岡 康幸  |
| 5 番 山室加智子  | 6 番 片山 雅雄  | 7 番 興梠 正信  | 8 番 古澤 勝康  |
| 9 番 佐藤 久康  | 10 番 興呂木和也 | 11 番 長崎 花子 | 12 番 浅尾 継也 |
| 13 番 長崎 愛  | 14 番 大塚 恭徳 | 15 番 犬塚 久子 | 16 番 長野 秀輝 |
| 17 番 増田 生志 | 18 番 野田 政輝 | 19 番 渡邊 和徳 |            |

### 欠席委員

4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 経営基盤強化促進法許可申請について
5. 事務局職員
- |     |       |
|-----|-------|
| 局 長 | 下田 朱美 |
| 次 長 | 荒牧 憲政 |
| 主 幹 | 藤野 貴洋 |

### 6. 会議の概要

発言者	内 容
局長	<p>皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、もうすでに皆様お集まりになっておられますので総会の方を始めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数 19 名、出席委員 19 名で南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和致します。皆様ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので第 34 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 14 番大塚委員、15 番犬塚委員をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
局長	はいありがとうございました。それでは本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。
会長	皆さんおはようございます。 それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。
議長	只今から第 34 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 14 番の大塚委員、15 番の犬塚委員を指名します。

議長	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>番号 1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となっております。</p> <p>番号 2：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号 3：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号 4：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 賃借権設定の 10 年となっております。</p> <p>番号 5：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 賃借権設定の 1 年となっております。</p> <p>番号 6：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号 7：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 使用賃借権設定の 10 年となっております。</p> <p>番号 8：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号 9：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>以上、ご審議お願いします。</p>
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。
6 番	議案第 1 号 1 番につきまして 6 番の片山が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲受人と譲渡人は親子関係で今回贈与という事で申請が上がっております。何ら問題は無いと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

4 番	<p>議案第 1 号 2 番につきまして 4 番の友岡が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人は農業が出来ないと、譲受人と所有権移転の契約が結ばれます。何ら問題は無いと思われれます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
13 番	<p>議案第 1 号 3 番から 5 番につきまして 13 番の長崎が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。3 番ですが譲受人は他町村で農業を営まれておられましたが、村に移住をされ製造販売も含めた農業を展開されております。地元の方とも密接なお付き合いもされており何ら問題ないと思われれます。</p> <p>4 番 5 番ですが、それぞれビニールハウス単棟に連棟ハウスになりますが、譲渡人が以前ビニールハウスで農業をされておりましたが、近年は作物を作ることが、出来なくなり長年放置されておりました。今回譲受人と賃借権設定をむすび耕作を再起します。何ら問題は無いと思われれます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
11 番	<p>議案第 1 号 6 番を 11 番長崎が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。この農地は湿田であり長く譲渡人が作付けしておりましたが、隣接農家の譲受人と所有権移転売買の契約が結ばれます。譲受人は地域の大規模農家でもあり何ら問題は無いと思われれます。</p>
15 番	<p>議案第 1 号 7 番を 15 番犬塚が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人はご主人を亡くされており、息子さんは会社に勤務されており農業が出来ないと耕作者を探されておられました処、譲受人と使用貸借 3 年の契約が結ばれました。何ら問題は無いと思われれますので、ご審議ください。</p>
16 番	<p>議案第 1 号 番号 8 番と 9 番 について、16 番の長野が説明します。申請土地の状況は記載のとおりです。8 番につきまして説明します。譲受人は地元で大規模な畜産を営まれ今回、譲渡人と譲受人とで所有権移転の売買の契約がまとまりました。9 番につきましても、同じ地区で農業を営まれており今回、譲渡人と譲受人とで所有権移転の売買の契約がまとまりました。何ら問題はありませぬので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第 1 号農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>

	<p>番号 1:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的はキャンプ場の始末書添付となっております。</p> <p>番号 2:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は農家住宅、個人住宅、進入路となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
13 番	<p>議案第 2 号番号 1 番について 13 番長崎が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。譲受人がキャンプ場をされたいという事で今回上程されます。特に気になる排水計画等、問題は無く汚水は吸水ポリマーなどで固形化し処理をされるようです。議案書の後ろのページに簡易トイレや管理棟など配置図が有ります、ご確認ください。何ら問題ないと思われまますので、ご審議よろしくお願い致します。</p>
9 番	<p>議案第 2 号番号 2 番について 9 番佐藤が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。譲受人は先月の総会で農地を取得されており大いに農業を営んでおられます。今回両親の個人住宅と譲受人本人の農家住宅という事で上程されます。議案書後ろのページに配置図が有り、真ん中に進入路、左側が農家住宅、右側が個人住宅となります。何ら問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決致します</p>
議長	<p>続きまして議案第 3 号経営基盤強化促進法による許可申請について番号 1 から番号 13 並びに番号 26 から番号 27 までの新規案件について、審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>番号 1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 10 年です。</p> <p>番号 2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]</p>

<p>議長</p> <p>7 番</p>	<p>           [redacted] 賃借権設定の 3 年です。            番号 3: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted]            [redacted] 使用賃借権設定の 10 年です。            番号 4: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted]            [redacted] 賃借権設定の 10 年です。            番号 5: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted]            [redacted] 賃借権設定の 10 年です。            番号 6: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted]            [redacted] 賃借権設定の 5 年です。            番号 7: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted]            [redacted] 賃借権設定の 5 年です。            番号 8: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted]            [redacted] 使用賃借権設定の 2 年            です。            番号 9: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted]            [redacted] 賃            借権設定の 3 年です。            番号 10: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted]            [redacted] 賃借権設定の 5 年です。            番号 11: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted]            [redacted] 賃借権設定の 5 年            です。            番号 12: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted]            [redacted] 賃借権設定の 10 年です。            番号 13: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted]            [redacted] 賃            借権設定の 10 年です。              番号 14 番から番号 25 番は 再設定の案件になりますので省略致します。              番号 26: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted]            [redacted] 農            地中間管理機構 集積一括方式の 10 年です。            番号 27: 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [redacted]            [redacted] 農地中間管理機構 特例            売買の配分です。              以上、新規案件 16 件 再設定案件 11 件 ご審議よろしくお願ひ致します。              ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いしま            す。              議案第 3 号 1 番につきまして、7 番興梶が説明致します。譲渡人、譲受人、議案            書記載のとおりでございます。譲渡し人はご高齢で農業が出来ないと譲受人と賃借         </p>
----------------------	--

	<p>権設定 10 年と結ばれております。譲受人は若手担い手農家であり、さらなる農業規模を拡大中です。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
3 番	<p>議案第 3 号 2 番から 7 番まで、3 番の岩本が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。2 番につきまして説明いたします。</p> <p>譲渡人は農地の管理が出来ないという事で、今回譲渡人と利用権設定の契約があがっております。譲受人は大規模な農業経営を営まれておられ、地域の代表的な中心経営体の 1 つでもあり、今回、更なる新規事業の展開を考えておられるようです。</p> <p>譲受人は 自然と共生する産業発展と雇用創出を目的とした法人である、一般社団法人 地域共生・資源活用協会 に所属されておられ、今回 法人申請によって、国庫事業による、スイゼンジノリという珍しい農産物の養殖に新規で取り組まれます。このスイゼンジノリは中規模養殖池を用いた養殖を行う場所の確保が必要であるようで、水源地が隣接する農地が望ましいことから、今回 この農地があがりました。賃借権設定の 3 年ということで何ら問題は無いと思われますので、ご審議ください。</p> <p>番号 3 番から 5 番は譲渡人が耕作が出来ないと作り手を探されておりましたが、地域で担い手農家として活躍され、大規模な農業経営を営まれている譲受人とそれぞれ賃借権設定が結ばれるようです。</p> <p>番号 6 番から 7 番は譲渡人がご高齢な為、近くにお住まいの大規模な農業を営まれておられる譲受人と賃借権設定が結ばれます。以上 6 件何ら問題無いと思われますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
4 番	<p>議案第 3 号 8 番につきまして、4 番友岡が説明致します。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおりでございます。譲渡人は県外に住まわれており、農業は出来ないのので、耕作出来る人を探されておりましたが、今回親子で畜産農家として大規模農業を営まれております譲受人と契約が結ばれます。何ら問題は無いと思われますので、ご審議ください。</p>
9 番	<p>議案第 3 号 9 番につきまして 9 番の佐藤が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲受人は畜産農家で大規模な農業を営んでおられ地域の中心経営体である。今回譲渡人が農業が出来ないと譲渡人との契約の話が出来ております。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
15 番	<p>議案第 3 号 10. 11 番につきまして 15 番の犬塚が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。伴に譲渡人はご高齢という事で耕作者を探されておりました処、譲受人と小作契約の話がまとまりました。譲受人は新規就農されてから地元の方とも溶け込み、盛んに農業を営んでおられ、何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
18 番	<p>議案第 3 号 12 番. 13 番につきまして 18 番の野田が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。12 番は譲渡人が村外に住まわれており農地の管理が出来ないということで耕作者を探されておりました処、譲受人と賃借権設定 10 年の契約が結ばれております。13 番につきましては、ご高齢で耕作が出来ずにいたところ、地元で農業を営まれる、譲受人と賃借権設定 10 年の小作契約</p>

<p>事務局</p>	<p>が結ばれました。何ら問題は無いと思われます。ご審議ください。</p> <p>番号 26 番と番号 27 番を事務局が説明申し上げます。</p> <p>番号 26 番につきましては、譲渡人が耕作を出来ない事から、中間管理事業による賃借権設定を結ばれます。譲受人は久石地区の農事組合法人で数年前から法人を立上げておられ、地区内農地の大部分を営農されており、更なる規模拡大をなされておられます。場所は [REDACTED] にある農地です。何ら問題無いと思われます。</p> <p>番号 27 番は、熊本県農業公社をとおした特例売買案件であり今年 2 月の農業委員会総会で審議決議された案件です。この制度は対象農地が農振農用地であり、買い手が担い手であることが条件での、売買となります。</p> <p>譲渡人、譲受人共に税制面での優遇措置を受け、特に譲渡人につきましては、土地代の譲渡所得に特別控除の優遇措置があり、譲渡所得については、ほぼ課税は免除されます。</p> <p>所有者から農業公社への所有権移転登記完了の為、今回農業公社から買い手である認定農業者への売り渡しの審議になります。</p>
<p>議長</p>	<p>以上、何ら問題は無いと思われます。 ご審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>何もなければ、それでは議案第 3 号経営基盤強化促進法による許可申請について異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で議案の審議は終了しますが、5 月の総会の日程を決めておきたいと思います。5 月 11 日 木曜日 10 時から 場所は南阿蘇村役場の 2 階大会議室で行いたいと思いますのでよろしくお願い致します。また、次回の農業委員会憲章の指揮は 16 番長野委員、17 番増田委員にお願いしたいと思います。その他で委員さんから何かございませんか。</p> <p>なければ事務局から何かございませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局より 4 つ程 説明及び報告を致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑作補助金の説明</li> <li>・農地集約補助金一部変更の説明</li> <li>・農地利用最適化活動の目標設定</li> </ul>

農業委員会では農地利用の最適化を推し進めるために年間の目標設定をしないとけません。

これまでも村のホームページなどで目標設定と評価は行っておりましたが、今回は農業委員会総会で委員の皆様方にも周知をしたいと思います。

農地利用の最適化とは3つの活動を基軸として行います。

- 1つ目は、担い手への農地利用の集積・集約化
- 2つ目は、遊休農地の発生防止と・解消
- 3つ目は、新規参入の促進 となります。

南阿蘇村でも皆様にお配りしている、令和5年度最適化活動の目標設定等とありますが、事務局で担い手への集積、遊休農地の解消等事務局で県の指針等に沿い設定しております。

1Pに本村農業委員会の体制、農家農地の概要を示しております。農林業センサスなどが元データとなります。

2Pに最適化活動の目標ということで、担い手への農地の集積、また遊休農地の解消、3Pに新規参入の促進など目標を設定しております。中段に推進委員等が最適化活動を行う日数目標とありますが、常々事務局より委員の皆様月に6日の活動日誌の記入をお願いしております要因がここにあります。

一番下に新規参入相談会とありますが、これは農政係で実施しております新規参入相談会に、農業委員会も可能な限り関与していくよう計画に上げております。皆様に参加協力依頼をすることもあるかもしれませんが、その際はよろしく願いいたします。

・南阿蘇村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

これは、先ほどの農地利用最適化活動の目標設定が単年での目標設定であるのに対し、この計画は中長期的な3年後、10年後の南阿蘇村農業委員会、最適化活動の目標設定など指針を定めております。国が定めた基本的な様式指針を村の内容で作成しており、農地利用最適化活動の目標設定と類似した最適化活動の3つの要件（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止と・解消、新規参入の促進）をもちこんだ内容となります。

総会が終わって空いた時間に一読されてください。

・活動記録簿の月 6日付け足しの再依頼。

議長

以上をもちまして第34回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。

7. 閉会時刻 11時00分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和5年5月11日

農業委員会 会長

---

議事録署名委員

14 番

---

議事録署名委員

15 番

---